

2019年度「メイドインかごしま」支援事業募集要項
(経営力強化事業)

鹿児島市では、中小企業者（製造業者）等の経営力強化を促進し、本市の経済の活性化を図るため、中小企業者同士や大学等との連携による共同研究開発、知的財産権の取得、人材育成、事業革新等の計画を募集し、優れた計画の取り組みに対する支援を行います。

1 募集内容

支援区分	補助対象事業	補助対象経費
連携等支援	企業間や大学等との連携による製品開発等	<ul style="list-style-type: none"> ・連携契約又は協定等に基づき負担する経費 ・その他連携事業に必要な経費
知的財産権等取得支援	特許権、実用新案権、意匠権、商標権（国外における権利も含む。）の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・弁理士費用 ・出願料 ・翻訳料 ・その他権利の取得に必要な経費
人材育成支援	技術の習得又はその向上を図ることを目的とした社内研修や派遣研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等開催経費 ・研修会等派遣経費 ・訓練機関等への派遣経費 ・その他人材育成に必要な経費
事業革新等支援	既存事業の見直しや改善、他分野への参入や業種の転換等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の指導者謝金 ・計画等策定委託料 ・その他事業革新等に必要な経費

※この募集要項でいう大学等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに公設試験研究機関のことです。

2 応募資格等

鹿児島市税を滞納していない中小企業者（製造業者）で、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等であること。
（グループ等の場合、グループ等を構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること。）
- (2) 支援決定日以降に応募する計画に着手し、2020年3月31日までにその事業が完了できる者であること。
- (3) 年度内に同事業の支援を受けていない取り組みであること。
- (4) 本事業の補助金を3か年度を超えて受けていないこと。

※この募集要項でいう中小企業者とは、次のいずれの要件も満たす会社又は個人のことです。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する者
- ② 株式会社の場合、中小企業者以外の者が保有する株式の総数が発行済株式の数の5割未満である者

3 募集期間

2019年4月1日（月）から随時受付いたします。申請書の受付は先着順とし、募集件数に達し次第締め切らせていただきます。

4 選定件数と支援内容

- ・ 3件程度を選定します。
- ・ 1件当たり20万円を限度に、補助対象経費の金額の2分の1以内に相当する額の補助金を交付します。（補助金等交付決定日以降の経費が対象となります。）

5 応募方法等

(1) 下記の申込書類に必要事項を記入・押印し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。（郵送の場合は、簡易書留で送付すること。）

- ① 経営力強化事業応募用紙（様式第1）
- ② 鹿児島市メイドインかごしま支援事業応募用紙（別紙）
※中小企業者のグループ等の場合のみ
- ③ 経営力強化事業計画書（様式第2）
- ④ 鹿児島市税の納付状況の確認について（照会）兼鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
- ⑥ 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料
- ⑦ 登記簿謄本（原本で発行後3か月以内のもの）
- ⑧ 決算書（貸借対照表及び損益計算書を複写した直近のもの）

※個人事業者の場合、⑦及び⑧は、住民票の写し（原本で発行後3か月以内のもの）及び確定申告書一式（複写したもので直近のもの）となります。

(2) 提出していただいた応募用紙や資料等の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出された応募用紙等は、支援対象者の選定及び選定後の支援以外の目的で使用することはありません。

6 選定

応募内容について書類による審査を行い、支援対象者を選定します。

(1) 選定結果は個別に通知します。

(2) 補助金は事業が終了し、所定の報告が完了した日以降に交付します。

7 その他

(1) 国又は県等及び市が行う他の事業から補助金等の交付を受けている事業は、補助対象となりません。

(2) 支援決定後に、応募内容等の虚偽の記載が判明したときや、応募の要件に該当しなくなった場合、支援の決定が取り消されます。また、既に受け取っている補助金がある場合、返還していただくこととなります。

(3) 申し込んでいただいた発明や考案、特別な技術等については、特許申請等の法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処してください。

(4) 応募内容等が第三者の著作権、工業所有権等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。

(5) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。

(6) 補助事業の効果を検証する為、事業完了後一定期間「実績経過報告書」の提出を求めます。

8 お問い合わせ・申し込み先

鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099 - 216 - 1323 FAX 099 - 216 - 1303

URL : <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

E-mail : san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

この募集要項、各種申込書類につきましては、市のホームページからダウンロードできます。サイト内検索で『メイドインかごしま支援事業』と検索していただくと関連するページが表示されます。